

の目的である行為は旅客運送を含まないが、物品運送であれば陸上運送であっても海上運送であってもよい。自己の名をもって物品運送の取次をすることは、委託者の計算で運送店自身の名義で運送機関と物品運送契約を結ぶことをいう（商法第559条運送取次人）。

商法は発地における取次のみを規定しているが、商法第560条（損害賠償責任）・同第563条（中間運送取次人の権利）・同第564条（運送人の権利の取得）の規定をみると、着地における運送取扱を予想していないわけでもない。こうした理由から最近では商法の運送取扱の規定を、到着地運送取次人に準用すべきであると主張する学者が多く、また幾多の判例もこの見解を支持している。（青野 寛）

うんそうとりあつかいけいやく 運送取扱契約（英）contract of forwarding（独）Speditonsvertrag（仏）expediteur-contrat 運送取次人と委託者との間に結ばれる契約で、委託者の貨物の運送について運送取次人自身が荷送人となって運送人と運送契約を結ぶこと、すなわち運送取次人が物品運送の取次を引受けることを、委託者と約することによって効力を生ずる契約である（商法第559条）。運送取扱契約の当事者の一方は、商法上の運送取次人として商人たる資格を有している者でなければならない。したがって商人たる運送取次人でない者が物品運送の取次の引受を約しても、それは運送取扱契約ではない。運送取扱契約はその成立に何らの方式を必要としないから諾成契約であり、運送取次人と委託者とは運送取扱契約の成立により相互に関連する義務を負担し、その義務はまた相互に対価的關係に立つので、双務かつ有償契約である。運送取扱契約が民法の列挙する契約のうちどの種類に該当するかについては、委任契約であるというのが通説であるが、して委任契約であるとする実益もないので、商法が認めた特別な契約で民法上は名前のない無名契約と解してもよいと考えられる。運送取扱契約の内容は物品運送の取次にあるから、運送取扱契約には取次の典型である問屋に関する商法の規定が準用される（商法第559条第2項）が、問屋に関する商法第552条第2項の規定によれば、問屋には委任および代理に関する規定が準用されるので、この点からみても商法自身が、取次行為は委任にあらずしてのりではあるまいか。

運送取次人と委託者の間に運送取扱契約が成立すると、運送取扱人は委託者のために自己の名前で、委託者の貨物について運送人と運送契約を結ばなければならない。これが運送取扱人のもっとも重要な義務である。この義務に付随して、貨物を委託者から受取り、これを保管し、さらにこれを運送人に引渡すこと、その他運送の取扱に関するいろいろの行為をすること等の義務を負う。このような義務を完全につくしたときに、運送取扱人ははじめて運送取扱契約上の債務を履行したことになる。故意または過失によってこれらの義務に違反し、貨物をき損したりして委託者に損害を与えたりすると、運送取扱人は債務不履行の責を負い、委託者に与えた損害を賠償しなければならない（商法第560条）。しかしこの賠償責任に関する規定はいわゆる任意規定であるから、運送取扱人は特別な契約をもってこの賠償責任を負わないとすることができる。したがって運送取扱人は、運送取扱契約の内容となる運送取扱約款で、免責に関するいわゆる免責条項を定めているのが通常である。ただし故意の場合については免責特約をしてもそれは公序良俗に違反し無効となるので、賠償責任を免れることはできない。損害賠償額については、運送人の賠償額のように明文の規定が設けられていないから、民法第416条の定める一般原則によって、通常生

ずべき損害を賠償することになる。なお高価値である貨物については、委託者が運送の取次を委託する際に、その種類価格を運送取扱人に明告しなければ、運送取扱人は委託者に損害を与えることがあっても、賠償の責を負わなくともよい（商法第568・578条）。運送取扱人が運送の取次に関して負担する委託者に対する義務は、貨物が到着地に到着したのちは荷受人に対しても負担することになる（商法第568・583条）。

以上のように運送取扱人は諸種の義務を負担する反面、委任の場合における受任者と同様諸種の権利を有するが、商法はその権利について数箇条の特例を設けている。(1) 報酬請求権 運送取扱人は運送取扱契約を結ぶ際に報酬の約束をしなくとも、委託者のために処理した業務に対しては相当の報酬を請求することができる。その請求の時期は貨物を運送人に引渡したときとなっている（商法第561条）が、実際には運送取扱契約を結んだときに支払を受けるためにならなっている。(2) 留置権 運送取扱人は運送の取次をした貨物に関し受取るべき報酬、運送賃その他委託者のためにした立替または前貸金にかぎり、その支払を受けるまで、その貨物を引渡権利者に引渡さないことができる（商法第562条）。留置権を行使するには荷送人としての立場から、運送人に対し荷受人に引渡さないよう指図すればよいわけである（商法第582条）。(3) 介入権 運送取扱人は委託者との間に約束がないかぎり、運送の取次を委託された貨物について、自ら運送するという意思を委託者に表示して運送することができる。この場合運送取扱人は運送人と同一の権利義務を有することになる（商法第565条）が、自ら運送するのは運送取扱契約の履行方法の1にすぎないから、運送取扱契約が消滅するわけではない。(4) 荷受人に対する権利 荷受人が運送された貨物を受取ったときは、運送取扱人は荷受人に対しても運送の取次に要した運送賃その他の費用を請求することができる（商法第568・583条）。(5) 供託または競売をなす権利 荷受人が取次貨物の受取をこぼしまたは貨物の権利者が行方不明になり、その貨物の引渡ができないような場合には、運送取扱人はその貨物を供託または競売することができる（商法第559・556・524条）。なお損敗しやすい貨物の場合については特則が定められている（通運事業法第24条）。

運送取扱人の賠償責任は荷受人が貨物を受取った日から、1年を経過したときは時効によって消滅する（商法第566条第1項）。これは多数の貨物を取扱う運送取扱人にとっては、証拠を長期間保全することが困難なためである。これに対応して運送取扱人の運送取次貨物について生じた債権、たとえば報酬・運賃その他委託者のためにした立替または前貸の支払請求権なども、1年の時効によって消滅する（商法第567条）。

運送取扱人の業務は国民の経済生活と密接な関係があるので、国家は行政取締法を設けこれを監督しているが、運送取扱契約に関するものとしては、一定の条件のもとに運送取扱契約の締結を強制し（通運事業法第17条）、運送取扱約款は運輸大臣の認可を要するものとする（通運事業法第21条・道路運送法第86条）等、利用者の便をはかるとともに運送取扱契約関係の公平迅速な処理を達成させようとしている。→運送取扱人。運送取扱人の介入権。

参考文献 小町谷操三著 運送取扱業の法的考察（昭和26年）。（広川 潔）

うんそうとりあつかいにん 運送取扱人（英）forwarder（独）Spediteur（仏）commissionnaire expéditeur 鉄道・船舶または自動車等で貨物の運送が行われる場合、荷送人と運送人との間に立って貨物の取扱に関し諸種の業務を行っているのが